振動に関する規制基準

(ア) 特定工場等における振動の規制基準

(昭和53年 広島県告示第58号)

時間の区分区域の区分	区域の範囲	昼間 (午前7時~午後7時)	夜間 (午後7時~午前7時)	
第1種区域	騒音規制地域の区域区分が 第1種区域及び第2種区域に 属する区域の範囲	60デシベル以下	55デシベル以下	
第2種区域	騒音規制地域の区域区分が 第3種区域及び第4種区域 (工業専用地域を除く。)に 属する区域の範囲	65デシベル以下	60デシベル以下	

[備考]

1 振動の測定は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。

(イ) 特定建設作業振動の規制基準

(振動規制法施行規則第11条別表第1)

(昭和53年 広島県告示第58号)

特定建設作業の種類	区域の 区分	基準値(デジベル)	禁止される 作業時間	1日の作 業の許容 時間	連続作 業の許 容期間	休 作業の 禁 止
①くい打機 (もんけん、圧入式を除く。) くい抜機(油圧式を除く。) くい打くい抜機 (圧入式を除く。) ②鋼球を使用して、建築物等を破壊 する作業 ③舗装版破砕機 (移動距離50m以上を除く。) ④ブレーカー (手持式及び移動距離50m以上 を除く。)	第1号 区域 第2号 区域	7 5	午後7時 から7時 まで 午後10時 から6時 まで	10 時間	6 日 以内	日そのにわこと

[備考]

- 1 第1号区域とは、特定工場等の振動規制区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第 1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、 学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館及び特別 養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。
- 2 第2号区域とは、特定工場等の振動の規制区域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
- 3 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 4 上記の作業がその作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業とならない。